

盛岡橋本美術館について（報告）

平成 15 年 9 月 5 日

盛岡市教育委員会

平成 13 年 3 月 31 日に閉館した盛岡橋本美術館の運営主体である財団法人盛岡橋本美術館は、法人の解散を決議し、平成 15 年 5 月 27 日に主務官庁である岩手県教育委員会の承認を得て、清算手続きに入り、残余財産を盛岡市が受入れたので報告するとともに、その財産(建物)の活用方法について併せて報告します。

1 盛岡橋本美術館閉館後の経過

- 平成 13 年 3 月 31 日 盛岡橋本美術館閉館
- 1 2 月 4 日 財団法人盛岡橋本美術館から、財産寄贈の申し出及び絵画類の緊急保管の依頼
- 1 2 月 13 日 市議会総括質疑において、財産寄贈の受け入れる方向で検討する旨、又、緊急保管については、対応する旨答弁
- 平成 14 年 2 月 14～15 日
絵画類を市民文化ホール収蔵庫に搬送保管
- 2 月 19 日 市議会全員協議会において、寄贈の受け入れを含め経過報告
- 平成 15 年 4 月 25 日 財団法人盛岡橋本美術館理事会、評議員会が解散を決議
- 5 月 27 日 主務官庁である岩手県教育委員会が解散を承認
- 8 月 11 日 残余財産を盛岡市へ寄贈

2 財団法人盛岡橋本美術館の資産

- (1) 土地 2,117.00 m² 平成 15 年固定資産評価額 63,721,700 円
- (2) 建物 3,663.67 m² 平成 15 年固定資産評価額 86,425,147 円
- (3) 所蔵作品 902 点

絵画類 634 点、彫塑・彫刻 12 点、工芸品 28 点、書 6 点、
鑑賞石 5 点、民具・農具・馬具 215 点、文献・その他 2 点

※法人の基本財産 88 点の評価額 637,390 千円（財産目録による。）

3 建物の活用に係る基本方針

普通財産として貸付けを行う。

貸付の条件

- (1) 用途は、展示施設に限る。
- (2) 原則的には、現状のままの貸し付けとなり、施設利用のための改修費用及び管理費用の一切は、利用者が負担する。